



(号外) 独立行政法人国立印刷局

- 国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示  
**(同一六八)**
- 国債の発行等に関する省令第六条第一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示  
**(同一七一)~(一七七)**
- 株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(一四〇)
- 株式会社企業再生支援機構法施行令の一部を改正する政令(一四二)
- 沖縄振興基本方針を策定した件  
**(内閣府一六六)**
- 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件  
**(金融庁四五)**
- 政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示  
**(財務一六二)~(一六六)、一七〇)**
- 国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示  
**(同一六七)**

〔政令〕  
〔法律〕

〔目次〕

- |        |                            |                                                           |        |             |             |                                                                              |                                                                                                                                                                                |
|--------|----------------------------|-----------------------------------------------------------|--------|-------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一      | 二                          | 三                                                         | 四      | 五           | 六           | 七                                                                            | 八                                                                                                                                                                              |
| 会社決算公告 | 地<br>方<br>公<br>共<br>團<br>體 | 行<br>旅<br>死<br>亡<br>人、<br>押<br>收<br>物<br>還<br>付<br>關<br>係 | 官<br>府 | 諸<br>事<br>項 | 裁<br>判<br>所 | 犯<br>罪<br>被<br>害<br>財<br>產<br>支<br>給<br>手<br>續<br>開<br>始<br>決<br>定<br>關<br>係 | ○<br>自<br>動<br>車<br>の<br>型<br>式<br>を<br>指<br>定<br>し<br>た<br>件<br><br>(農林水産一二九四)~(一二〇〇)                                                                                         |
|        |                            |                                                           |        |             |             |                                                                              | ○<br>種<br>苗<br>法<br>第<br>四<br>九<br>条<br>第<br>一<br>項<br>第<br>五<br>号<br>の<br>規<br>定<br>に<br>基<br>づ<br>き<br>品<br>登<br>録<br>を<br>取<br>り<br>消<br>し<br>た<br>件<br><br>(国土交通五四四)~(五五八) |

〔公 告〕

〔告 示〕

- |        |                            |                                                           |        |             |             |                                                                              |                                                                                                                                                                                |
|--------|----------------------------|-----------------------------------------------------------|--------|-------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一      | 二                          | 三                                                         | 四      | 五           | 六           | 七                                                                            | 八                                                                                                                                                                              |
| 会社決算公告 | 地<br>方<br>公<br>共<br>團<br>體 | 行<br>旅<br>死<br>亡<br>人、<br>押<br>收<br>物<br>還<br>付<br>關<br>係 | 官<br>府 | 諸<br>事<br>項 | 裁<br>判<br>所 | 犯<br>罪<br>被<br>害<br>財<br>產<br>支<br>給<br>手<br>續<br>開<br>始<br>決<br>定<br>關<br>係 | ○<br>自<br>動<br>車<br>の<br>型<br>式<br>を<br>指<br>定<br>し<br>た<br>件<br><br>(農林水産一二九四)~(一二〇〇)                                                                                         |
|        |                            |                                                           |        |             |             |                                                                              | ○<br>種<br>苗<br>法<br>第<br>四<br>九<br>条<br>第<br>一<br>項<br>第<br>五<br>号<br>の<br>規<br>定<br>に<br>基<br>づ<br>き<br>品<br>登<br>録<br>を<br>取<br>り<br>消<br>し<br>た<br>件<br><br>(国土交通五四四)~(五五八) |

**本号で公布された法令のあらまし**

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法(法律第

三号)(内閣官房)

この法律は、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかる場合の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する特別の措置を定めることにより、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もつて新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようになることを目的とするとした。

1 口的(第一条関係)  
(一) 内閣総理大臣は、新型インフルエンザ等が発生したときは、その病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザの病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、臨時に内閣府行動計画に基づき、基本的対処方針を定めることとした。

2 総則(第一章(第一条を除く)関係)  
(一) 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の責務を定めるとともに、新型インフルエンザ等が発生したときは、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならぬこととした。

3 地方公共団体の責務(第二章)  
(一) 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防及び新型インフルエンザ等対策への協力等に努めなければならないこととした。

4 新型インフルエンザ等緊急事態措置(第四章)  
(一) 特定検疫所長は、特定検疫港等周辺の施設を使用することができるとした。

5 新型インフルエンザ等緊急事態措置(第四章)  
(一) 通則  
(1) 政府対策本部長は、政令で定める要件に該当する新型インフルエンザ等が国内で発生し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をすることとした。

(2) 政府対策本部長及び都道府県対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をすることとした。

(3) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、直ちに、市町村

- |        |                            |                                                           |        |             |             |                                                                              |                                                                                                                                                                                |
|--------|----------------------------|-----------------------------------------------------------|--------|-------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一      | 二                          | 三                                                         | 四      | 五           | 六           | 七                                                                            | 八                                                                                                                                                                              |
| 会社決算公告 | 地<br>方<br>公<br>共<br>團<br>體 | 行<br>旅<br>死<br>亡<br>人、<br>押<br>收<br>物<br>還<br>付<br>關<br>係 | 官<br>府 | 諸<br>事<br>項 | 裁<br>判<br>所 | 犯<br>罪<br>被<br>害<br>財<br>產<br>支<br>給<br>手<br>續<br>開<br>始<br>決<br>定<br>關<br>係 | ○<br>自<br>動<br>車<br>の<br>型<br>式<br>を<br>指<br>定<br>し<br>た<br>件<br><br>(農林水産一二九四)~(一二〇〇)                                                                                         |
|        |                            |                                                           |        |             |             |                                                                              | ○<br>種<br>苗<br>法<br>第<br>四<br>九<br>条<br>第<br>一<br>項<br>第<br>五<br>号<br>の<br>規<br>定<br>に<br>基<br>づ<br>き<br>品<br>登<br>録<br>を<br>取<br>り<br>消<br>し<br>た<br>件<br><br>(国土交通五四四)~(五五八) |

- (一) まん延の防止に関する措置  
 特定都道府県知事は、住民に対し不要不急の外出自粛を要請することができるほか、多数の者が利用する施設を管理する施設管理者等に対し、当該疾病の潜伏期間及び治療までの期間を考慮して定める期間、当該施設の使用の制限等を講ずるよう要請等することができるることとした。
- (2) 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、緊急の必要があると認めるとときは、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めることとした。
- (三) 医療等の提供体制の確保に関する措置  
 特定都道府県知事は、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、臨時の医療施設において医療を提供しなければならないこととし、そのため特に必要な場合には、土地等を使用できることとした。
- (四) 国民生活及び国民経済の安定に関する措置  
 (1) 電気等の安定的な供給等  
 電気事業者、ガス事業者、運送事業者その他の指定公共機関等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な措置を講じなければならないこととした。
- (2) 物資の充渡しの要請等  
 特定都道府県知事等は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、特定物資の所有者に対し、売渡しを要請等することができることとした。
- (3) 生活関連物資等の供給の安定等  
 指定行政機関の長等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、法令の規定に基づいて適切な措置を講じなければならないこととした。
- (一) 財政上の措置等（第五章関係）  
 損失補償等  
 国及び都道府県は、この法律の規定に基づく処分等が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償等しなければならないこととした。

- (二) 損害賠償  
 都道府県は、4の(五)による要請等に従つて患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡等したときは、その損害を補償しなければならないこととした。
- (三) 国は、地方公共団体が支弁するこの法律の規定に基づく措置に要する費用に対し、標準税率に応じた所要の負担をするとともに、必要な財政上の措置を講ずることとした。  
 罰則（第七章関係）
- 罰則に関する所要の規定の整備を行うこととした。
- 8 附則  
 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。
- 7 附則  
 法律第三十一号  
 新型インフルエンザ等対策特別措置法  
 平成二十四年五月十一日
- 御名 御璽
- 内閣総理大臣 野田 佳彦
- 第一条 総則（第一条～第五条）
- 第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等（第六条～第十二条）
- 第三章 新型インフルエンザ等の発生時ににおける措置（第十四条～第三十一条）
- 第四章 新型インフルエンザ等緊急事態措置
- 第五節 通則（第三十二条～第四十四条）
- 第六節 医療等の提供体制の確保に関する措置（第四十五条～第四十六条）
- 第七節 まん延の防止に関する措置（第四十七条～第四十九条）
- 第八節 国民生活及び国民経済の安定に関する措置（第五十条～第六十一条）
- 第九節 財政上の措置等（第六十二条～第七十条）
- 第十節 雜則（第七十一条～第七十五条）
- 第十一節 罰則（第七十六条～第七十八条）
- 附則 第一章 総則
- (目的)  
 第一条 この法律は、国民の大半が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかる場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにした。
- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 新型インフルエンザ等 感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
- 二 新型インフルエンザ等対策 第十五条第一項の規定により当該政府対策本部が設置された時から第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間ににおいて、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるため、国、地方公共団体及び指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法の他の法律の規定により実施する措置をいう。

法

律

新型インフルエンザ等対策特別措置法をここに公布する。

- 二、新型インフルエンザ等緊急事態措置 第三十二条第一項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。
- 四 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。
- イ 内閣府、官内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第六百二十号)第二条第二項に規定する機関
- ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに官内庁法(昭和十二年法律第七十号)第十一条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関
- ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに官内庁法第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関
- 二、内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関
- 五 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局 内閣府設置法第四十二条及び第五十七条、官内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む)並びに官内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。その他の国の地方行政機関で政令で定めるものをいう。
- 六 指定公共機関 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品(薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下同じ)又は医療機器(同条第四項に規定する医療機器をいう。以下同じ)の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。
- 七 指定地方公共機関 都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条の地方道路公社をいう)その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百八十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう)のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。
- (一) 地方公共団体等の責務
- 第三条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- 2 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。
- 3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するものとする。
- 4 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

- 5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めることにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
- 6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。
- (事業者及び国民の責務)
- 第四条 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、新型インフルエンザ等の蔓延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に關し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 第二十八条第一項第一号に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。
- (基本的人権の尊重)
- 第五条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであつても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。
- 二 第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等
- (政府行動計画の作成及び公表等)
- 第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「政府行動計画」という)を定めるものとする。
- 2 政府行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
- 一 国が実施する次に掲げる措置に関する事項
- イ 新型インフルエンザ等及び感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に変異するおそれが高い動物のインフルエンザの外国及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集
- ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供
- ハ 新型インフルエンザ等が国内において初めて発生した場合における第十六条第八項に規定する政府現地対策本部による新型インフルエンザ等対策の総合的な推進
- 二 検疫、第十八条第三項に規定する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- ホ 医療の提供体制の確保のための総合調整
- ヘ 生活必需物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置
- 三 第二十八条第一項第一号の規定による厚生労働大臣の登録の基準に関する事項
- 四 都道府県及び指定公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する都道府県行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- 五 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 六 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に關し必要な事項
- 八 政府行動計画は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階、新型インフルエンザ等が外国において発生した段階及び新型インフルエンザ等が国内において発生した段階に区分して定めるものとする。
- 九 内閣総理大臣は、政府行動計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定により政府行動計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聽かなければならない。  
内閣総理大臣は、第四項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、政府行動計画を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。

7 政府は、政府行動計画を定めるため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関(以下「地方公共団体の長等」という)、指定公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。  
8 第三項から前項までの規定は、政府行動計画の変更について準用する。

## (都道府県行動計画)

第七条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という)を作成するものとする。

2 都道府県行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一、当該都道府県が実施する次に掲げる措置に関する事項

二、都道府県が実施する次に掲げる措置に関する事項

查

口 新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供

ハ 感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

二 医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置

本 物資の充渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三、市町村及び指定地方公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する市町村行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項

四 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

五 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

六、前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する事項

府 府県知事が必要と認める事項

3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聽かなければならない。

4 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、内閣総理大臣に報告しなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けた都道府県行動計画について、必要があると認めたときは、当該都道府県知事に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。

7 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成するため必要があると認めるとときは、指定行政機関(以下同じ)、指定地方行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関の長及び関係指定地方公共機関の長等並びに指定公共機関及び指定地

し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。  
8 第三項から前項までの規定は、都道府県行動計画の作成について準用する。  
(市町村行動計画)

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という)を作成するものとする。

5 感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聽かなければならない。

6 内閣総理大臣は、第四項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、政府行動計画を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。

7 政府は、政府行動計画を定めるため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関(以下「地方公共団体の長等」という)、指定公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

8 第三項から前項までの規定は、政府行動計画の変更について準用する。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二、市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五、前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する事項を定める必要と認める事項

六 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聽かなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

8 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画)

第九条 指定公共機関又は指定地方公共機関は、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画(以下「業務計画」という)を作成するものとする。

2 業務計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該指定公共機関又は指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項

二 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携に関する事項

四、前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項

3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあっては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあっては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に對し、必要な助言をすることができる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、これをお關係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 第七条第七項の規定は、業務計画の作成について準用する。

6 前各号の規定は、業務計画の変更について準用する。

(物資及び資材の備蓄等)

第十条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関(第十二条及び第五十一条において「指定行政機関の長等」という)は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(災害対策基本法の規定による備蓄との関係)

**第十二条** 前条の規定による物資及び資材の備蓄と、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十二号)第四十九条の規定による物資及び資材の備蓄とは、相互に兼ねることができる。

(訓練)

**第十二条** 指定行政機関の長等は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

**2 都道府県公安委員会**は、前項の訓練の効果的な実施を図るために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

(指定期間)

3 指定行政機関の長等は、第一項の訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私との団体に協力を要請することができる。

(知識の普及等)

**第十三条** 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

(新型インフルエンザ等の発生時における措置)

**第十四条** 厚生労働大臣は、感染症法第四十四条の第一項又は第四十四条の六第一項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認められた旨を公表するときは、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生の状況、当該新型インフルエンザ等にかかる場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。

(政府対策本部の設置)

**第十五条** 内閣総理大臣は、前条の報告があつたときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかつた場合の病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかつた場合の病状の程度に比しておむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生したと認めめた旨を公表するときは、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等が発生したと認めめた旨を公表するときは、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生の状況、当該新型インフルエンザ等にかかる場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。

(政府対策本部の組織)

**第十六条** 政府対策本部の長は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 とし、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもつて充てる。

**3 2 政府対策本部長は、政府対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。**

3 政府対策副本部長は、政府対策本部に、新型インフルエンザ等対策副本部長(以下この条及び第十一条第三項において「政府対策副本部長」という)、新型インフルエンザ等対策本部員(以下この条において「政府対策本部員」という)の他の職務を代理する。政府対策副本部長が二人以上置かれている場合には、あらかじめ政府対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6 政府対策副本部長は、政府対策本部長及び政府対策副本部長以外の全ての国務大臣をもつて充てる。この場合において、国務大臣が不在のときは、そのあらかじめ指名する副大臣(内閣官房副長官を含む)がその職務を代行することができる。

7

政府対策副本部長及び政府対策本部員以外の政府対策本部の職員は、内閣官房の職員、指定行政機関の長(国務大臣を除く)。その他の職員又は関係する指定地方行政機関の長その他の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 新型インフルエンザ等が国内において発生した場合には、政府対策本部に、政府対策本部長の定めることにより政府対策本部の事務の一部を行う組織として、新型インフルエンザ等現地対策本部(以下この条において「政府現地対策本部」という)を置くことができる。この場合においては、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第一百五十六条第四項の規定は、適用しない。

9 政府対策本部長は、前項の規定により政府現地対策本部を置いたときは、当該政府現地対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を、当該政府現地対策本部を廃止したときは、その旨を、国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

10 政府現地対策本部に、新型インフルエンザ等現地対策本部を置いたときは、当該政府現地対策本部長」という。及び新型インフルエンザ等現地対策本部員(同項において「政府現地対策本部員」という)その他の職員を置く。

11 政府現地対策本部長は、政府対策本部長の命を受け、政府現地対策本部の事務を掌理する。政府現地対策本部長及び政府現地対策本部員その他の職員は、政府対策副本部長、政府対策本部員その他の職員のうちから、政府対策本部長が指名する者をもつて充てる。

(政府対策本部の所掌事務)

**第十七条** 政府対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が次条第一項に規定する基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事。

2 二 第二十一条第一項及び第三十三条第二項の規定により政府対策本部長の権限に属する事務

(基本的対処方針)

**第十八条** 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針(以下「基本的対処方針」という)を定めるものとする。

1 一 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実

2 二 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針

3 三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要な事項

4 二 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めたときは、直ちに、これを公示してその周知を図らなければならない。

3 一 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めたときは、直ちに、これを公示してその周知を図らなければならない。

4 二 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴かないとまがいといときは、この限りでない。

5 二 前二項の規定は、基本的対処方針の変更について準用する。

**第十九条** 指定行政機関の長は、政府対策本部が設置されたときは、新型インフルエンザ等対策の実施のため必要な権限の全部又は一部を当該政府対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(政府対策本部長の権限)

**第二十条** 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定行政機関の職員、都道府県の知事その他の執行機関(以下「都道府県知事等」という)並びに指定地方行政機関の職員に対し、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行ふことができる。

2 前項の場合において、当該都道府県知事等及び指定公共機関は、当該都道府県又は指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行なうよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行なわなければならない。

3 政府対策本部長は、第一項の規定による権限の全部又は一部を政府対策副本部長に委任することができる。

4 政府対策本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。(政府対策本部の廃止)

第二十一条 政府対策本部は、第十五条第一項に規定する新型インフルエンザ等にかかつた場合の病状の程度に応じておおむね同程度以下であることが明らかとなつたとき、又は感染症法第四十四条の二第三項の規定による公表がされ、若しくは感染症法第五十三条第一項の政令が廃止されたときに、廃止されるものとする。

2 内閣総理大臣は、政府対策本部が廃止されたときは、その旨を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。(都道府県対策本部の設置及び所掌事務)

第二十二条 第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(都道府県対策本部の組織)

第二十三条 都道府県対策本部の長は、都道府県対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。

2 都道府県対策本部に本部員を置き、次に掲げる者(都道府県知事が設置するものにあつては、第四号に掲げる者を除く。)をもつて充てる。

一 副知事

二 都道府県教育委員会の教育長

三 警視総監又は道府県警察本部長

四 特別区の消防長

五 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから任命する者

3 都道府県対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。

4 都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県の職員以外の者を都道府県対策本部の会議に出席させることができる。

(都道府県対策本部長の権限)

第二十四条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関(第二十三条第二項において「関係市町村長等」という。)又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に關して都道府県対策本部長が行う総合調整に關し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に關し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長(当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長)又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。

4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることがある。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行なわなければならない。

5 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行なうため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に關し必要な情報の提供を求めることができる。

6 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行なうため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長に対し、これららの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に關し必要な要請をすることができる。

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に關し必要な協力の要請をすることができる。

(都道府県対策本部の廃止)

第二十五条 第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

(条例への委任)

第二十六条 第十二条から前条まで及び第三十三条第二項に規定するもののほか、都道府県対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の応援の要求)

第二十七条 指定公共機関又は指定地方公共機関は、その業務に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(特定接種)

第二十八条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であつて厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(第三項及び第四項において「登録事業者」という。)のこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行なうこと。

2 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行なうこと、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

3 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指示に基づき行う予防接種（以下この条及び第三十一条に  
おいて「特定接種」という。）及び同項第一号の登録の実施に間に必要があると認めることは、官公  
署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、  
必要な事項の報告を求めることができる。

4 厚生労働大臣は、特定接種及び第一項第一号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるとき  
は、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四  
号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）に対して、労務又は施設の確保その他の必要  
な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及  
び市町村長は、止當な理由がない限り、協力を拒んではならない。

5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法（昭和二十二年法律第六十八号）第六条第一項の規  
定による予防接種とみなして、同法（第二十二条及び第二十三条を除く。）の規定を適用する。この規  
場合において、同法第七条及び第七条の二（市町村長又は都道府県知事）とあり、並びに同法第  
十一條第一項、第十四条及び第十五条第一項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法  
第十一條第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種又は臨時の予防接種」とあ  
るのは「その行う臨時の予防接種」と、同法第十一條第一項中「市町村（第六条第一項の規定に  
よる予防接種については、都道府県又は市町村」とあり、及び同条第一項中「市町村」とあるのは  
「国」とする。

6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同  
法（第二十二条及び第二十三条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十一条第一  
項、第十四条及び第十五条第一項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十一条第一  
項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種又は臨時の予防接種」とあるのは「そ  
の行う臨時の予防接種」と、同法第二十二条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接  
種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「都道府県  
と/orする。

7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法第  
一十二条及び第二十二条を除く。の規定を適用する。この場合において、同法第十一条第一項中「当  
該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種又は臨時の予防接種」とあるのは「その行う臨時  
の予防接種」と、同法第二十二条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種について  
は、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

5 特定検疫港等において検疫を行う検疫所長（第七十一条第一項において「特定検疫所長」という。）  
は、特定検疫港等において検疫をされるべき者が増加し、停留を行ったための施設の不足により停留  
を行なうことが困難であると認められる場合において、検疫を適切に行なうため必要があると認める  
ときであつて、病院若しくは診療所若しくは宿泊施設（特定検疫港等の周辺の区域であつて、特定檢  
疫港等からの距離その他他の事情を勘案して厚生労働大臣が指定する区域内に存するものに限る。以  
下この項において「特定病院等」という。）の管理者が正当な理由がないのに検疫法第十六条第二項  
（同法第二十四条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第三十四条の四第一項の  
規定による委託を受けず、若しくは同法第十六条第二項の同意を得不到で、当該特定病院等を使用するこ  
とができる。

6 第二項及び第一項の規定は、特定検疫港等の変更について準用する。

#### （運航の制限の要請等）

第三十条 厚生労働大臣は、前条の規定による措置を講じても停留を行うことが著しく困難であると  
認められ、新型インフルエンザ等の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止で  
きないおそれがあるときは、政府対策本部長に対し、その旨を報告しなければならない。

2 政府対策本部長は、前項の規定による報告を踏まえ、新型インフルエンザ等の国内における發生  
を防止し、国民の生命及び健康に対する著しく重大な被害の発生並びに国民生活及び国民経済の混  
乱を回避するため緊急の必要があると認めるときは、国際的な連携を確保しつつ、特定船舶等の運  
航を行う事業者に対し、当該特定船舶等の來航を制限するよう要請することができる。

3 政府対策本部長は、前項の規定による要請をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければな  
らない。

#### （医療等の実施の要請等）

第三十一条 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかるい  
ると疑うに足りる正当な理由のある者（以下「患者等」という。）に対する医療の提供を行うため必  
要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者（以下「医療関係者」と  
いう。）に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行なうよ  
う要請することができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者  
に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に間に必要な協力の  
要請をすることができる。

3 医療関係者が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及  
び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種（以下この条及び第六十一条第一項において  
「患者等に対する医療等」という。）を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係  
者に対し、患者等に対する医療等を行なうべきことを指示することができる。この場合においては、  
前二項の事項を書面で示さなければならない。

4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前三項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行  
なうことを要請し、又は患者等に対する医療等を行なうべきことを指示するときは、当該医療関係者の  
生命及び健康の確保に間に十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二項又は  
第三項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。



(他の地方公共団体の長等に対する応援の要求)

**第三十九条**

特定都道府県の知事その他の執行機関(以下「特定都道府県知事等」という。)は、当該

ときは、他の都道府県知事等に対し、応援を求めることがあると認める。

2 特定市町村の長その他の執行機関(以下「特定市町村長等」という。)は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認める。

3 前二項の応援に従事する者は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施については、当該応援を始めた特定都道府県知事等又は特定市町村長等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた特定都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行なうものとする。

4 第四十一条 特定市町村長等は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、特定都道府県知事等に對し、応援を求めることができる。

5 第四十二条 特定市町村は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は特定市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該他の地方公共団体の長等にこれを管理し、及び執行させることができる。

6 第四十三条 特定市町村長等又は特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関である特定独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。)をいう。以下この項及び次条において同じ。)に対し、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

7 第四十四条 特定市町村長等が第一項の規定による職員の派遣を要請するときは、特定都道府県知事等をしてするものとする。ただし、人命の保護のために特に緊急を要する場合については、この限りでない。

8 第四十五条 特定市町村長等が第一項の規定による職員の派遣を要請するときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

9 第四十六条 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(第二節 まん延の防止に関する措置)

**（感染を防止するための協力要請等）**

第45条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治療までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治療までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設(通所又は短期間の入所により利用されるものに限る)、興行場(興行場法(昭和二十三年法律第百二十七号))第一条第一項に規定する興行場をいう。)その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(次項において「施設管理者等」という。)に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他の政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5 第四十七条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第一項第三号に掲げる重要な事項として、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

6 第四十八条 前項の規定により予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たつては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。

7 第四十九条 第一項の規定により基本的対処方針において予防接種の対象者を定めるに当たつては、同項中「都道府県知事」と「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第二十一条第一項中「市町村」(第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)とあるのは「市町村」とする。

8 第五十条 前項に規定する場合においては、予防接種法第二十二条及び第一一十三条の規定は、適用しない。

9 第五十二条 市町村長は、第二項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対し、物資の確保その他必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。

10 第五十三条 第二十二条第一項から第五項までの規定は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種について準用する。この場合において、第二十二条第一項から第四項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

11 第五十四条 災害対策基本法第三十一条の規定は、前条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。この場合において、同法第三十一条第一項中「災害派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」と読み替えるものとする。

## (第三節 医療等の提供体制の確保に関する措置

## (医療等の確保)

**第四十七条** 病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者(薬事法第十二条第一項の医薬品又は医療機器の製造販売業の許可を受けた者をいう。)、医薬品等製造業者(同法第十三条第一項の医薬品又は医療機器の製造業の許可を受けた者をいう。若しくは医薬品等販売業者(同法第二十四条第一項の医薬品又は医療機器等をいう。)の販売業の許可を受けた者をいう。第五十四条第一項において同じ。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売を確保するため必要な措置を講じなければならない。

## (臨時の医療施設等)

**第四十八条** 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設(第四項において「医療施設」という。)であつて特定都道府県知事が臨時に開設するもの(以下この条及び次条において「臨時の医療施設」という。)において医療を提供しなければならない。

## 2 特定都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。

**3 消防法**(昭和二十二年法律第八十六号)第十七条第一項及び第二項の規定は、臨時の医療施設について、適用しない。この場合において、特定都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

**4 建築基準法**(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法(平成十六年法律第二百十号)第七十七条第一項、第二項及び第四項の規定は、特定都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築について準用する。この場合において、建築基準法第八十五条第一項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条第一項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものの」とあるのは「同項第二号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と、景観法第七十七条第一項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条第一項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの」とあるのは「同項第二号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と読み替えるものとする。

**5 医療法**(昭和二十二年法律第二百五号)第四章の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。

**6 特定都道府県の区域内において病院を開設した者又は医療法第七条第一項に規定する臨床研修等**修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で特定都道府県の区域内において診療所を開設したものが、新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行ふことを目的として、病床数その他同条第二項の厚生労働省令で定める事項を変更しようとする場合については、当該医療の提供を行う期間(六月以内の期間に限る。)に限り、同項の規定は、適用しない。

**7 前項の場合において、同項に規定する者は、当該医療の提供を開始した日から起算して十日以内に、当該病院又は診療所の所在地の特定都道府県知事、診療所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に当該変更の内容を届け出なければならない。**

## (土地等の使用)

**第四十九条** 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たり、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資(以下この条及び第七十一条第一項において「土地等」という。)を使用する必要があると認めるとときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

**2** 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同項の同意を求めることができないときは、特定都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同項の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

## (第四節 国民生活及び国民経済の安定に関する措置)

**(物資及び資材の供給の要請)**

**第五十条** 特定都道府県知事又は特定市町村長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、特定都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定市町村長にあつては特定都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請することができる。

## (備蓄物資等の供給に関する相互協力)

**第五十一条** 指定行政機関の長等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その備蓄する物資及び資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

## (電気及びガス並びに水の安定的な供給)

**第五十二条** 電気事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第二百七十号)第二条第一項第十号に規定する電気事業者をいう。)及びガス事業者(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十一项に規定するガス事業者をいう。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

**2** 水道事業者(水道法(昭和二十二年法律第二百七十七号)第二条第五項に規定する水道事業者をいう。)、水道用水供給事業者(同項に規定する水道用水供給事業者をいう。)及び工業用水道事業者(工業用水道事業法(昭和二十二年法律第八十四号)第二条第五項に規定する工業用水道事業者をいう。)である地方公共団体及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

## (運送、通信及び郵便等の確保)

**第五十三条** 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それらの業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置を講じなければならない。

**2** 電気通信事業者(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければならない。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者をいう。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(緊急物資の運送等)

**第五十四条** 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長においては運送事業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事においては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材(第三項において「緊急物資」という。)の運送を要請することができる。

2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長においては運送事業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事においては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、配達すべき医薬品又は医療機器並びに配達すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品又は医療機器の配達を要請することができる。

3 指定公共機関又は指定地方公共機関が正當な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送又は医薬品若しくは医療機器の配達を行ふべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を書面で示さなければならぬ。

(物資の売渡しの要請等)

**第五十五条** 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資(医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。)であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの(以下「特定物資」という。)について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

2 特定物資の所有者が正當な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

3 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。

4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、特定都道府県知事の行う新型インフルエンザ等緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は特定都道府県知事から要請があつたときは、自ら前三項の規定による措置を行うことができる。

(埋葬及び火葬の特例等)

**第五十六条** 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となつた場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができる。

2 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は火葬を行なへなければならない。3 おいて、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、埋葬又は火葬を行なへなければならない。

3 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を行なへなければならない。ところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととができる。

(新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等)

**第五十七条** 指定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第一条から第六条までの規定は、新型インフルエンザ等緊急事態(新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしている場合に限る。)について準用する。この場合において、同法第一条の見出し中「特定非常災害」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態」と、同条第一項中「非常災害の被害者」とあるのは、「新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と、「法人の存立」とあるのは、「法人の存立若しくは」と、「解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定」とあるのは、「解決と」「特定非常災害として」とあるのは、「特定新型インフルエンザ等緊急事態として」と、「特定非常災害が」とあるのは、「特定新型インフルエンザ等緊急事態が」と、同項並びに同法第二条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第五項並びに第六条中「特定非常災害の発生日」と、同法第二条第二項、第四条第一項及び第三項、第五条第一項並びに第六条中「特定非常災害に」とあるのは、「特定新型インフルエンザ等緊急事態に」と、同法第三条第一項及び第二項中「特定非常災害の被害者」とあるのは、「特定新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と読み替えるものとする。

3 新型インフルエンザ等緊急事態発生日と、同法第二条第二項、第四条第一項及び第三項、第五条第一項並びに第六条中「特定非常災害に」とあるのは、「特定新型インフルエンザ等緊急事態に」と、同法第三条第一項及び第二項中「特定非常災害の被害者」とあるのは、「特定新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と読み替えるものとする。

**第五十八条** 内閣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の急速かつ広範囲なまん延により経済活動が著しく停滞し、かつ、国の経済の秩序を維持し及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがないときは、金銭債務の支払(賃金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。)の延期及び権利の保存期間の延長について必要な措置を講ずるため、政令を制定することができる。

2 災害対策基本法第九条第二項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。  
(生活関連物資等の価格の安定等)

**第五十九条** 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、政府行動計画、都道府県行動計画又は市町村行動計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び充借しに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第五百二十号)、物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

(新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資)

**第六十条** 政府関係金融機関その他これに準ずる政令で定める金融機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な金融を行い、償還期限又は据置期間の延長、旧債の代替え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通貨及び金融の安定)

**第六十一条** 日本銀行は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その業務計画で定めるところにより、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講じなければならない。

**第六十二条** 国及び都道府県は、第一十九条第五項、第四十九条又は第五十五条第二項、第三項若しくは第四項(同条第一項に係る部分を除く。)の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 国及び都道府県は、第三十一条第一項若しくは第二項(第四十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による要請に応じ、又は第三十一条第三項(第四十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による指示に従つて患者等に対する医療等を行う医療関係者に対し、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

3 前二項の規定の実施に際し必要な手続は、政令で定める。

(損害補償)

**第六十三条** 都道府県は、第二十二条第一項の規定による要請に応じ、又は同条第三項の規定による指示に従つて患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受けける損害を補償しなければならない。

2 前項の規定の実施に際し必要な手続は、政令で定める。

(医薬品等の譲渡等の特例)

**第六十四条** 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資を無償又は時価よりも低い対価で譲渡し、貸し付け、又は使用させることができる。

(新型インフルエンザ等緊急事態措置等に要する費用の支弁)

**第六十五条** 法令に特別の定めがある場合は、厚生労働省令で定めるところにより、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他のこの法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有する者が支弁する。

(特定都道府県知事が特定市町村の新型インフルエンザ等緊急事態措置その他のこの法

第六十六条 第二十八条第二項の規定により特定都道府県知事が特定市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなる前に当該特定市町村の長が実施した新型インフルエンザ等緊急事態措置のために通常要する費用で、当該特定市町村に支弁せざることが困難であると認められるものについては、当該特定市町村の属する特定都道府県が支弁する。

(他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁)

**第六十七条** 第二十九条第一項若しくは第二項又は第四十条の規定により他の地方公共団体の長等の応援を受けた特定都道府県知事等の属する特定都道府県又は当該応援を受けた特定市町村長等の属する特定市町村は、当該応援に要した費用を支弁しなければならない。

2 前項の場合において、当該応援を受けた特定都道府県知事等の属する特定都道府県又は当該特定都道府県知事は、第四十八条第一項若しくは第五十六条第三項の規定によりその権限に属する特定期町村長による当該措置の実施に要する事務の一部を特定市町村長が行うこととしたときは、当該特定期町村長は、当該特定期町村に支弁せざることとする。

(特定市町村長が特定都道府県知事の措置の実施に要する事務の一部を行う場合の費用の支弁)

**第六十八条** 特定都道府県は、特定都道府県知事が第四十八条第一項又は第五十六条第一項の規定によりその権限に属する措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととしたときは、当

2 特定期町村長による当該措置の実施に要する費用を支弁しなければならない。

3 特定期町村長は、第四十八条第一項若しくは第五十六条第三項の規定によりその権限に属する措置の実施に要する事務の一部を特定市町村長が行うこととしたときは、当該特定期町村長は、当該特定期町村に支弁せざることとする。

(特定市町村に当該措置の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができる。

4 特定期町村長が特定都道府県知事の措置の実施に要する事務の一部を行つた場合は、前項の規定によりその権限に属する措置の実施に要する事務の一部を特定市町村長が行うこととしたときは、当該特定期町村長は、当該特定期町村に支弁せざることとする。

**第六十九条** 国は、第六十五条の規定により都道府県が支弁する第四十八条第一項、第五十六条第二項、第六十二条第一項及び第六十三条第一項に規定する措置に要する費用に對して、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担する。

1 当該費用の総額が、第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置された年の四月一日の属する会計年度(次号において「当該年度」という。)における当該都道府県の標準税収入(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第二条第四項に規定する標準税収入をいう。次号において同じ。)の百分の二に相当する額以下の場合は、当該費用の総額の百分之五十に相当する額。

2 当該費用の総額が、第六十五条第一項の規定により政府対策本部が設置された年の四月一日の属する会計年度(次号において「当該年度」という。)における当該都道府県の標準税収入(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第二条第四項に規定する標準税収入をいう。次号において同じ。)の百分の二に相当する額以下の場合は、当該費用の総額の百分之五十に相当する額。

3 当該費用の総額が当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二に相当する額を超える場合、イからハまでに掲げる額の合計額。

イ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二の部分の額の百分之五十に相当する額。

ロ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二を超える百分の四以下の部分の額の百分之八十に相当する額。

ハ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の四を超える部分の額の九十に相当する額。

2 前項の規定は、第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二十一条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第六条第一項の規定による予防接種を行つたために要する費用及び当該予防接種に係る同法第十一條第一項の規定による給付に要する費用について準用する。この場合において、前項中「当該都道府県」とあるのは「当該市町村」と「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同項第二号中「百分の四」とあるのは「百分の二」と読み替えるものとする。

3 都道府県は、第四十六条第二項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二十一条の規定により市町村が支弁する費用の額から前項において読み替えて適用する第一項の規定により国が負担する額を控除した額に二分の一を乗じて得た額を負担する。

(新型インフルエンザ等緊急事態に對処するための国の財政上の措置)

**第七十条** 国は、前条に定めるもののほか、予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態に對処するための措置を講ずるものとする。

(第六章 税則)

**第七十一条** 第二十九条第五項、第四十九条第二項並びに第五十五条第一項、第二項及び第四項(同

条第一項に係る部分を除く。)の規定による処分については、特定検疫所長、特定都道府県知事及びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、政令で定めるところにより、それぞれ公用令書を交付して行わなければならない。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定めるところにより事後に交付すれば足りる。

2 災害対策基本法第八十一条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(立人検査等)

**第七十二条** 特定期町村長は、特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、第四十九条の規定により土地等を使用し、又は第五十五条第二項若しくは第四項の規定により特定物資を收用し、若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により特定物資の保管を命ずるため必要があるときは、その職員に当該土地若しくは家屋又は当該物資若しくは当該特定物資の所在する場所若しくは当該特定物資を保管させる場所に立ち入り、当該土地、家屋、物資又は特定物資の状況を検査させることができる。

特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、第五十五条第三項とは第四項の規定により特定物資を保管させたときは、当該保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該特定物資を保管させたところに立ち入り、当該特定物資の保管の状況を検査させることができる。

## 3

前二項の規定により特定都道府県又は指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、その職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(特別区についてのこの法律の適用)

第七十三条 この法律(第四十八条第七項を除く。)の適用については、特別区は、市とみなす。

(事務の区分)

第七十四条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務(都道府県、警察が処理することとされているものを除く。)は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(政令への委任)

第七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関する必要な事項は、政令で定める。

(附則)

第七十六条 第五十五条第三項の規定による特定都道府県知事の命令又は同条第四項の規定による指定行政機関の長の命令に従わず、特定物資を隠匿し、損壊し、廃棄指示し、又は搬出した者は、六十万円以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第七十七条 第七十二条第一項若しくは第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があるものとする。 (地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。  
第二百四条第二項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。  
別表第一に次のように加える。

(新型インフルエンザ等対策特別措置法)  
法(平成二十四年法律第三十号)

この法律の規定により地方公共団体が処理することとされているものを除く。 (都道府県警察が処理することとされるもの)

(地方財政法の一部改正)  
第四条 地方財政法(昭和二十三年法律第一百九号)の一部を次のように改正する。

三十、新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る損失の補償若しくは差賠又は損害の補償に要する経費

(復興庁設置法の一部改正)  
第五条 復興庁設置法(平成二十二年法律第五百二十五号)の一部を次のように改正する。  
附則第一条第一項の表に次のように加える。

新型インフルエンザ等対策  
法律第三十一号)

第二条第四号イ  
並びに国家行政組

政組織法  
並びに国家行

政令

内閣総理大臣  
総務大臣  
川端達夫  
小川敏夫  
玄葉光一郎  
厚生労働大臣  
文部科学大臣  
外務大臣  
安住博  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環境大臣  
防衛大臣  
細野前田  
幸男武志  
田中豪志  
直紀

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

政令第百四十号  
内閣は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(平成二十四年法律第二十号)附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十四年五月十四日とする。

内閣総理大臣 野田 佳彦  
内閣総理大臣 川端 達大  
厚生労働大臣 安住 淳  
経済産業大臣 小宮山 洋子  
経済産業大臣 枝野 幸男  
厚生労働大臣 佐野 伸彦  
財務大臣 田中 豪志  
内閣総理大臣 野田 佳彦  
内閣総理大臣 川端 達大  
厚生労働大臣 安住 淳  
経済産業大臣 小宮山 洋子  
経済産業大臣 枝野 幸男

株式会社企業再生支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽  
平成二十四年五月十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第百四十一号  
株式会社企業再生支援機構法施行令の一部を改正する政令(平成二十四年法律第二十号)の一部内閣は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十号)の施行に伴い、及び株式会社企業再生支援機構法(平成二十一年法律第六十二号)第二十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

第十二段落 「第五次の見出しがある」。つまり、「第五次会合は、國務大臣としての内閣官房長官の見出しがある」。つまり、「第五次会合は、國務大臣としての内閣官房長官の見出しがある」。つまり、「第五次会合は、國務大臣としての内閣官房長官の見出しがある」。

第十三段落 「第五次会合は、國務大臣としての内閣官房長官の見出しがある」。

第十四段落 「第五次会合は、國務大臣としての内閣官房長官の見出しがある」。

第十五段落 「第五次会合は、國務大臣としての内閣官房長官の見出しがある」。

第十六段落 「第五次会合は、國務大臣としての内閣官房長官の見出しがある」。

第十七段落 「第五次会合は、國務大臣としての内閣官房長官の見出しがある」。

第十八段落 「第五次会合は、國務大臣としての内閣官房長官の見出しがある」。

第十九段落 「第五次会合は、國務大臣としての内閣官房長官の見出しがある」。

第二十段落 「第五次会合は、國務大臣としての内閣官房長官の見出しがある」。

第二十一段落 「第五次会合は、國務大臣としての内閣官房長官の見出しがある」。

第二十二段落 「第五次会合は、國務大臣としての内閣官房長官の見出しがある」。

第二十三段落 「第五次会合は、國務大臣としての内閣官房長官の見出しがある」。

第二十四段落 「第五次会合は、國務大臣としての内閣官房長官の見出しがある」。

第二十五段落 「第五次会合は、國務大臣としての内閣官房長官の見出しがある」。

第二十六段落 「第五次会合は、國務大臣としての内閣官房長官の見出しがある」。

第二十七段落 「第五次会合は、國務大臣としての内閣官房長官の見出しがある」。

第二十八段落 「第五次会合は、國務大臣としての内閣官房長官の見出しがある」。

第二十九段落 「第五次会合は、國務大臣としての内閣官房長官の見出しがある」。

第三十段落 「第五次会合は、國務大臣としての内閣官房長官の見出しがある」。

第三十一段落 「第五次会合は、國務大臣としての内閣官房長官の見出しがある」。

第三十二段落 「第五次会合は、國務大臣としての内閣官房長官の見出しがある」。

第三十三段落 「第五次会合は、國務大臣としての内閣官房長官の見出しがある」。

第三十四段落 「第五次会合は、國務大臣としての内閣官房長官の見出しがある」。